4-06. 取締役会議事録の作成

対応モデル:GPT-5.1 / Claude 4.5 Sonnet / Gemini 3

難易度・リスク:★2

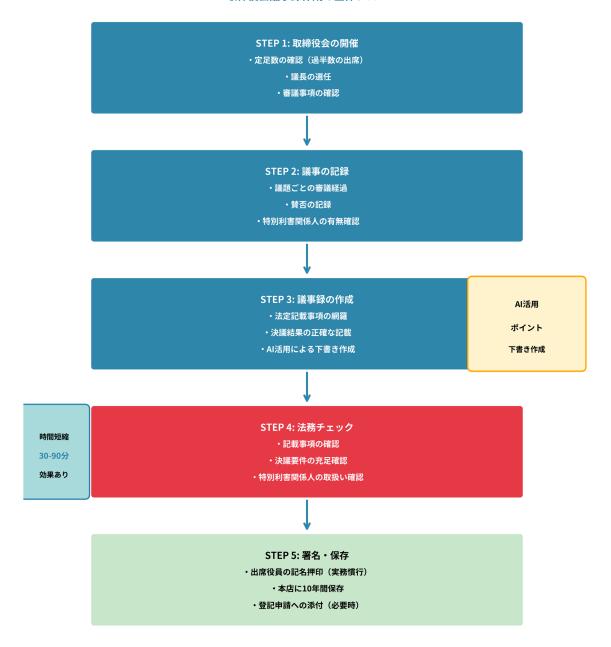
推定時間短縮:30分~90分

♂ 目的

取締役会の決議内容を会社法に準拠した形式で正確に記録し、法定保存義務を満たす議事録を作成します。

図 1: 取締役会議事録作成の全体フロー

取締役会議事録作成の全体フロー



🕝 プロンプト本体 (コピペ用)

向 プロンプト本体 (このボックスをコピーして使用)

あなたは企業法務に精通した取締役会事務局担当者です。日本の会社法に基づき、実務で 即利用可能な形で取締役会議事録を作成してください。

【入力情報】

•開催日時:[yyyy 年 mm 月 dd 日 hh:mm~hh:mm]

・開催場所:[会社名・所在地、または Web 会議の URL]

・出席取締役:[氏名を列挙]

・欠席取締役:[氏名を列挙、いない場合は「なし」]

・出席監査役等:[監査役の氏名、または「なし」]

・議長: [氏名、通常は代表取締役]

・議事内容: [報告事項と決議事項を列挙]

•特別利害関係人:[該当する取締役がいれば記載、いなければ「なし」]

「不明な項目は「不明」と記載してください」

【処理手順】

- 1) 会社法施行規則 101 条の法定記載事項を全て含む議事録を作成
- 2) 開催日時・場所(Web会議の場合はその旨)を正確に記載
- 3) 報告事項と決議事項を明確に区別して記載
- 4) 各決議事項について、議案の内容・審議の要点・決議結果を簡潔に記載
- 5) 特別利害関係人がいる議案では、その者を明記し、議決に加わらなかった旨を記載
- 6) 監査役等の意見があれば、その概要を記載
- 7) 議長および出席取締役全員の氏名を明記

【出力形式】

• 標題:「取締役会議事録|

• 本文:日時・場所→出席者→議事経過(報告事項→決議事項)→署名の順に構成

・文体:「である」調の簡潔な書き言葉

• 各決議の結果: 「原案どおり承認可決された」「全会一致で承認可決された」等の明

確な表現

【重点観点】

以下の点を必ず確認してください:

- ・会社法施行規則 101 条各号の記載事項を漏れなく含んでいるか
- ・決議の定足数を満たしているか(取締役の過半数の出席、会社法 369 条 1 項)
- ・決議要件を満たしているか(出席取締役の過半数の賛成、会社法 369 条 1 項)

- ・特別利害関係人は議決から除外されているか(会社法 369 条 2 項)
- ・監査役が出席している場合、その発言内容を記載したか
- Web 会議による出席者がいる場合、その旨を明記したか
- ・書面決議または書面報告の場合、その旨と同意した取締役全員の氏名を記載したか (会社法 370 条)

【チェックリスト】

出力前に以下を確認してください:

- □ 開催日時・場所が正確に記載されているか
- □ 出席取締役・監査役の氏名が全て記載されているか
- □ 議長氏名が記載されているか
- □ 定足数・決議要件を満たしていることが確認できるか
- □ 各決議事項の結果が明確に記載されているか
- □ 特別利害関係人がいる場合、議決に加わらなかった旨が記載されているか

【注意事項】

- 本出力は議事録作成の補助ツールであり、法的助言ではありません
- ・会社法 369 条・会社法施行規則 101 条の条文と照合し、法務担当者または弁護士が最 終確認してください
- ・議事録は取締役会終了後遅滞なく作成し、10年間本店に備え置く必要があります(会 社法 371条)
- ・重要な決議(役員選任、多額の借財、重要な財産の処分等)については、議事の経過 をより詳細に記録することが望ましいです

♀ 入力例

【入力例】

• 開催日時: 2025 年 11 月 15 日 (金) 14:00~15:30

・開催場所:当社本社会議室(東京都千代田区丸の内 1-1-1)

• 出席取締役: 山田太郎、佐藤花子、鈴木一郎、田中次郎、高橋三郎

• 欠席取締役:なし

• 出席監査役:伊藤四郎(常勤監査役)

- •議長:山田太郎(代表取締役社長)
- •議事内容:

【報告事項】

1. 第 2 四半期業績報告

【決議事項】

- 1. 新規事業投資の件(投資金額5億円)
- 2. 子会社との業務委託契約締結の件
- 3. 次回株主総会招集の件
- 特別利害関係人:第2号議案について、佐藤花子取締役(子会社代表取締役を兼務)

≱ 出力例

取締役会議事録

- 1. 日時: 2025 年 11 月 15 日 (金曜日) 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
- 2. 場所: 当社本社会議室(東京都千代田区丸の内1丁目1番1号)
- 3. 出席取締役:山田太郎、佐藤花子、鈴木一郎、田中次郎、高橋三郎(5名)
- 4. 欠席取締役:なし
- 5. 出席監査役:伊藤四郎(常勤監査役)
- 6. 議長:代表取締役社長 山田太郎

【議事の経過の要領及びその結果】

取締役総数5名のうち5名が出席し、会社法第369条第1項に定める定足数を満たしたので、議長は開会を宣し、議事に入った。

【報告事項】

第1号第2四半期業績報告の件

議長より、2025 年度第 2 四半期(7 月~9 月)の業績について報告があった。売上高は前年同期比 8%増の 150 億円、営業利益は同 12%増の 15 億円と順調に推移している旨の説明があり、出席者一同これを了承した。

【決議事項】

第1号議案 新規事業投資の件

議長より、AI 技術を活用した新規事業への投資について提案があった。投資金額は5億円、投資先は株式会社テックベンチャーズ、当社の出資比率は30%となる。今後3年間で投資回収を見込む計画である旨の説明があった。

質疑応答の後、議長が採決を行ったところ、出席取締役全員の賛成により、本議案は原案 どおり承認可決された。

第2号議案子会社との業務委託契約締結の件

議長より、当社の連結子会社である株式会社サポートサービスに対し、総務・人事業務の一部を委託する契約を締結したい旨の提案があった。契約金額は年間 3,000 万円、契約期間は 2026 年 1 月 1 日から 3 年間とする。

なお、佐藤花子取締役は当該子会社の代表取締役を兼務しており、会社法第 356 条第 1 項第 2 号に定める特別利害関係人に該当するため、本議案の審議及び決議には加わらなかった。

質疑応答の後、議長が採決を行ったところ、特別利害関係人を除く出席取締役全員の賛成 により、本議案は原案どおり承認可決された。

第3号議案次回株主総会招集の件

議長より、第 20 期定時株主総会を 2026 年 3 月 27 日(金曜日)午前 10 時より、当社本社会議室において開催したい旨の提案があった。議案は、事業報告・計算書類の承認、取締役 5 名の選任、監査役 1 名の選任の 3 議案とする。

質疑応答の後、議長が採決を行ったところ、出席取締役全員の賛成により、本議案は原案 どおり承認可決された。

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は午後3時30分閉会を宣した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役が次に記 名押印する。

2025年11月15日

株式会社〇〇〇〇

取締役会

議長 代表取締役社長 山田太郎 印

出席取締役 佐藤花子 ⑩

出席取締役 鈴木一郎 印

出席取締役 田中次郎 即

出席取締役 高橋三郎 ⑩

出席監査役 伊藤四郎 ⑩

※実際の AI 出力では、入力された情報に基づいて適切な議事録が生成されます

% カスタマイズのポイント

自社向けに調整する場合

- ・取締役会規則で決議事項の範囲を定めている場合、その内容に応じて議事録の記載事項を調整
- ・定款で特別な決議要件(加重要件)を定めている場合は、その要件を満たしているか確認
- 指名委員会等設置会社または監査等委員会設置会社の場合、会社法に基づく特別な記載事項を追加
- ・上場会社の場合、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた社外取締役の発言内容 を詳細に記録

業種別の注意点

業種	特記事項
上場会社	社外取締役・社外監査役の発言は詳細に記録。金融商品取引法上の開示義務がある重要な決議(第三者割当増資、重要な子会社の異動等) については特に正確性が求められる。
非上場会社	取締役会の規模が小さい場合でも、法定記載事項は省略せず正確に記載。将来の M&A や資金調達の際に議事録が精査されるため、形式的な記載でも手続の適法性を証明できるようにする。
同族会社	株主兼取締役が多い場合、特別利害関係人の該当性に特に注意。親族間で意見対立がある場合は、議事の経過を詳細に記録し、将来の紛争に備える。
金融機関	監督官庁への報告義務があるため、議事録は特に正確性が求められ

図 2: 会社形態別の特有記載事項

会社形態別の特有記載事項

監査役設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社
基本的な記載事項 ・議事の経過・結果 ・出席監査役の意見 ・特別利害関係人	追加記載事項 ・監査等委員の 選定事項 ・報酬等の意見	委員会決議記載 ・指名委員会決議 ・報酬委員会決議 ・報酬委員会決議
書面決議の場合 ・監査役の異議 ・全員同意の確認 ・定款規定の確認	特有の注意点 ・委員の過半数出席 ・重要業務執行 委任の決議	執行役関連 ・執行役の選任 ・業務分掌決定 ・執行役への委任

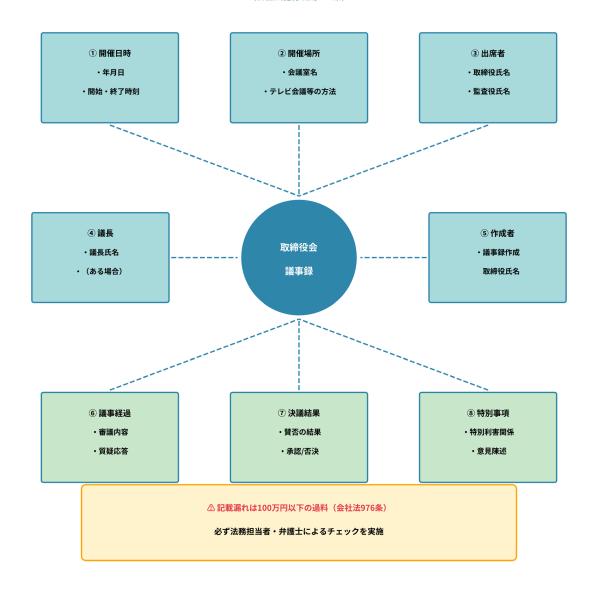
【共通必須事項】会社法施行規則101条

①開催日時・場所 ②議事の経過・結果 ③出席者氏名 ④議長氏名(議長がある場合) ⑤議事録作成取締役氏名

図 3: 議事録の法定記載事項チェックリスト

議事録の法定記載事項チェックリスト

(会社法施行規則101条)



? よくある質問

Q1: 取締役会議事録に記名押印は必要ですか?

A: 会社法上、取締役会議事録への記名押印義務はありません(旧商法では必要でしたが、会社法では廃止されました)。ただし、議事録が真正に作成されたことを証明するため、実務上は出席取締役及び出席監査役が記名押印することが一般的です。特に、登記申請に添付する議事録(役員選任、本店移転等)は、原本性を証明するため記名押印が必須となります(商業登記法 46条、商業登記規則 61条)。

Q2: 議事録の作成期限はありますか?

A: 会社法上、議事録作成の明確な期限は定められていませんが、会社法 371 条により「遅滞なく」作成すべきとされています。実務上は、取締役会終了後概ね 1 週間以内に作成することが推奨されます。特に、役員選任等の登記事項がある場合は、登記申請期限(取締役会決議後 2 週間以内、会社法 915 条 1 項)に間に合うよう速やかに作成する必要があります。

O3: 書面決議や書面報告を議事録にする場合の注意点は?

A: 会社法 370 条により、取締役会決議の目的事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その決議があったものとみなされます。この場合、「取締役会を開催せず、書面決議により決議した」旨と、「取締役全員が書面により同意した」旨を議事録に明記する必要があります。また、会社法 371 条により、この書面等は議事録とみなされ、10 年間本店に備え置く必要があります。ただし、監査役設置会社では、監査役が異議を述べた場合は書面決議が成立しないため、議事録にその旨を記載してください。

O4: AI が生成した議事録をそのまま使えますか?

A: 必ず法務担当者または弁護士による確認が必要です。特に、①会社法施行規則 101 条の法定記載事項が全て含まれているか、②定足数・決議要件を満たしているか、③特別利害関係人の取扱いが適切か、④議事の経過と結果が正確に記載されているか、の 4 点は慎重に確認してください。議事録の記載に虚偽があった場合、100 万円以下の過料に処せられる可能性があります(会社法 976 条 6 号)。また、不正確な議事録は、将来の紛争において会社に不利な証拠となる可能性があります。

❷ 関連プロンプト

このプロンプトと併せて使うと効果的:

- 4-07. 取締役会規則の整備 取締役会の運営ルールを整備し、議事録作成の基準を明確 化
- 4-08. 役員の利益相反取引チェック 特別利害関係人の該当性を事前に確認
- 4-01. 株主総会招集通知の作成 株主総会招集決議の議事録作成に活用
- 2-01. 社内規程新規作成の骨子案 取締役会規則の新規作成に活用

▲ 重要な注意事項

▲ 必ずお読みください

【法的位置づけ】

- AI 出力は「議事録作成の材料」を提供するものです
- AI 出力をそのまま正式な取締役会議事録として使用しないでください
- 最終的な議事録の内容および法的適格性は、必ず人(法務担当者・弁護士)が確認してください

【情報セキュリティ】

- 機密情報・個人情報は匿名化・マスキングを前提に入力してください
- 役員の実名、具体的な金額、固有名詞(取引先名等)は伏せ字または架空の例に置き 換えてください
- 各 AI のセキュリティ設定と利用規約を必ず確認してください

【弁護士法第72条との関係】

本プロンプトは「法律事務の代行」を行うものではありません。最終的な法的判断・意思決定は、必ず人(適切な権限を持つ者)が行います。

【議事録作成の法的責任】

- 議事録は会社法上の重要な法定文書であり、10年間本店に備え置く義務があります (会社法 371条)
- 議事録の記載に虚偽があった場合、100万円以下の過料に処せられる可能性があります(会社法976条6号)
- 不正確な議事録は、株主代表訴訟や第三者訴訟において、会社に不利な証拠となる可能性があります
- 定足数・決議要件を満たさない決議は無効であり、その決議に基づく行為は法的効力を持ちません

図 4: AI 生成議事録の確認プロセス

AI生成議事録の確認プロセス

